

## 社会福祉法人神愛園 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神愛園（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、つぎのとおり報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼ねる役員は非常勤役員等とみなす。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第12条の規定に準ずる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け別表第2の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

別表第2の法人業務を行う場合の費用弁償額	5,000円
----------------------	--------

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、第3条第1号ならびに第4条第1号に基づく報酬は支給しないものとする。ただし常勤役員等にあつては職員給与が別表第1に定める額に満たない場合は、職員給与との差額を報酬として支給する。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が

休日にあたるときは、職員給与規程第21条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年6月19日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額584,000円
理事	月額417,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

法人業務	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

法人業務	日額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

法人業務	日額
監事監査への出席	10,000円
理事会・評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円